

**セクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病した場合には
労災保険の対象になります**

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 精神障害の発病前おおむね6カ月間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や固体側要因により精神障害を発病したときは認められないこと

石川労働局には、セクシュアルハラスメント等による精神障害の労災請求に関する相談窓口があり、臨床心理士の資格を持った精神障害専門調査員が相談に応じています。

- 相談日時 : 毎月第1・3水曜日
午前9時から12時まで
- 相談場所 : 石川労働局 労災補償課
金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階

※事前に予約をお願いします。

《予約先またはお問い合わせ先》

石川労働局労働基準部 労災補償課

電話 (076) 265-4426 (内線2566)